



山形県公報

平成19年4月3日(火)
第1829号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

山形県農林水産技術協議会規程を廃止する訓令.....(生産技術課)...540

### 告 示

|                                          |                  |     |
|------------------------------------------|------------------|-----|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                   | (健康福祉企画課)...     | 同   |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                | (同)...           | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                   | (同)...           | 541 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                | (同)...           | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....                | (同)...           | 同   |
| 救急病院等の告示.....                            | (同)...           | 542 |
| 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更.....      | (保健業務課)...       | 同   |
| 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示.....          | (同)...           | 543 |
| 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所... | (同)...           | 544 |
| 基本測量の終了の通知.....                          | (農村計画課)...       | 547 |
| 同.....                                   | (同)...           | 同   |
| 国土調査の成果の認証.....                          | (同)...           | 548 |
| 同.....                                   | (同)...           | 同   |
| 同.....                                   | (同)...           | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                       | (村山総合支庁農村計画課)... | 同   |
| 同.....                                   | (同)...           | 549 |
| 土地改良区の合併の認可.....                         | (同)...           | 同   |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....                  | (森林課)...         | 同   |
| 同.....                                   | (同)...           | 552 |
| 基本測量の終了の通知.....                          | (管理課)...         | 556 |
| 都市計画事業の変更の認可.....                        | (都市計画課)...       | 同   |
| 土砂災害警戒区域の指定.....                         | (河川砂防課)...       | 同   |
| 同.....                                   | (同)...           | 558 |
| 同.....                                   | (同)...           | 560 |
| 同.....                                   | (同)...           | 同   |
| 同.....                                   | (同)...           | 561 |
| 同.....                                   | (同)...           | 563 |
| 同.....                                   | (同)...           | 564 |
| 同.....                                   | (同)...           | 566 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定.....                       | (同)...           | 567 |
| 同.....                                   | (同)...           | 569 |
| 同.....                                   | (同)...           | 570 |
| 同.....                                   | (同)...           | 571 |
| 同.....                                   | (同)...           | 同   |
| 同.....                                   | (同)...           | 573 |
| 同.....                                   | (同)...           | 574 |
| 同.....                                   | (同)...           | 575 |

開発行為に関する工事の完了.....(最上総合支庁建築課)...576

公安委員会関係

告示

少年指導委員の委嘱..... 同

公告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...577

特定調達契約に係る落札者の公告.....(出納局)...579

放置車両確認機関の公示.....(公安委員会)...580

警備員指導教育責任者講習の実施.....(同)... 同

訓令

山形県訓令第20号

農 林 部

山形県農林水産技術協議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農林水産技術協議会規程を廃止する訓令

山形県農林水産技術協議会規程(昭和38年6月県訓令第33号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

山形県告示第326号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称       | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------------|---------------------|------------|
| 芳 賀 胃 腸 科 内 科 ク リ ニ ッ ク | 山形市あこや町二丁目15番1号     | 平成19. 2. 1 |
| く し び き 調 剤 薬 局         | 鶴岡市西荒屋字川原田88        | 同 3. 1     |

山形県告示第327号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|--------------|-----------------|------------|
| ながまち歯科医院     | 米沢市春日二丁目13番3号   | 平成18.10.31 |
| 芳賀胃腸科内科クリニック | 山形市あこや町二丁目15番1号 | 平成19. 1.31 |

## 山形県告示第328号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                     | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日      |
|-------------------------------|--------------------------------------------------|---------------|------------|
| 温海ケアサービス                      | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 鶴岡市温海己107番地   | 平成19. 2. 8 |
| 吉川記念病院                        | 介護療養型医療施設<br>短期入所療養介護<br>介護予防短期入所療養介護            | 長井市成田1888番1   | 同 3. 1     |
| 医療法人社団みゆき会<br>認知症対応型通所介護みゆきの園 | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護                     | 上山市弁天二丁目2番11号 | 同          |

## 山形県告示第329号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                 | 指定介護機関の所在地      | 廃止年月日      |
|------------------|-------------------------------|-----------------|------------|
| あすなる窪田デイサービスセンター | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応多型通所介護 | 米沢市窪田町窪田1421番地1 | 平成19. 1.31 |

## 山形県告示第330号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

介護老人保健施設余目徳洲苑介護センター  
東田川郡庄内町松陽1-1-6

## 2 届出の内容

| 居宅介護支援事業所の所在地の変更   |                     | 変更年月日    |
|--------------------|---------------------|----------|
| 変更前                | 変更後                 |          |
| 医療法人徳洲会庄内介護相談室ひまわり | 介護老人保健施設余目徳洲苑介護センター | 平成18.4.1 |

## 山形県告示第331号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成19年4月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 名称       | 所在地           | 認定期間                         |
|----------|---------------|------------------------------|
| 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 | 平成19年4月28日から<br>平成22年4月27日まで |

## 山形県告示第332号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり  
予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 医師氏名    | 予防接種を行う主たる場所                |                                    | 変更年月日      |
|---------|-----------------------------|------------------------------------|------------|
|         | 変更前                         | 変更後                                |            |
| 林 朋 博   | 東北中央病院<br>山形市和合町三丁目2番5号     | 林内科・レディースクリニック<br>山形市成沢西二丁目1番21号   | 平成18.10.17 |
| 武 田 由美子 | 篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号        | 武田内科胃腸科医院<br>山形市鈴川町三丁目15番61号       | 同          |
| 山 口 佳 子 | 東北中央病院<br>山形市和合町三丁目2番5号     | 山口内科クリニック<br>山形市七日町五丁目12番14号       | 同          |
| 武 田 陽 公 | 山形済生病院<br>山形市沖町79番1号        | ざおう整形外科クリニック<br>山形市蔵王半郷字西ノ宮244番地の1 | 同          |
| 工 藤 健 一 | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 矢吹病院<br>山形市本町一丁目6番17号              | 同          |
| 荒 井 崇 彦 | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 荒井小児科医院<br>山形市久保田一丁目4番27号          | 同          |
| 福 井 昭 男 | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 山形県立中央病院<br>山形市青柳1800番地            | 同          |
| 渡 部 郁 夫 | 至誠堂とかみクリニック<br>山形市富神前48番5号  | 南沼原内科クリニック<br>山形市松栄一丁目1番53号        | 同          |
| 三 宅 公 人 | 至誠堂総合病院<br>山形市桜町7番44号       | 至誠堂とかみクリニック<br>山形市富神前48番5号         | 同 12.18    |

## 山形県告示第333号

次の医師は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                |
|-----------|-------------------------|----------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地          |
| 高 橋 憲 幸   | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 天 笠 雅 春   | 同                       | 同              |
| 近 藤 礼     | 山形済生病院                  | 同 沖町79番1号      |
| 佐 山 恒 夫   | 東北中央病院                  | 同 和合町三丁目2番5号   |
| 小 松 誠 司   | 小白川至誠堂病院                | 同 東原町一丁目12番26号 |
| 三 浦 祥 子   | 同                       | 同              |
| 篠 田 敏 男   | 篠田総合病院                  | 同 桜町2番68号      |
| 入 江 太 一   | 同                       | 同              |
| 奥 野 洋 史   | 同                       | 同              |
| 大 田 政 廣   | 同                       | 同              |
| 村 岡 義 明   | 二本松会山形病院                | 同 2番75号        |
| 中 谷 真 理 子 | 同                       | 同              |
| 大 江 洋 平   | 若宮病院                    | 同 柳原60番地       |
| 大 河 原 晋   | 山形県立中央病院                | 同 青柳1800番地     |
| 齋 藤 徹     | 同                       | 同              |
| 齋 藤 幹 郎   | 同                       | 同              |
| 柴 崎 弘 之   | 同                       | 同              |
| 武 田 真 一   | 同                       | 同              |
| 中 村 正     | 同                       | 同              |
| 中 道 崇     | 同                       | 同              |
| 山 内 淳 一 郎 | 同                       | 同              |

|      |   |   |
|------|---|---|
| 長澤純子 | 同 | 同 |
|------|---|---|

## 山形県告示第334号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成19年4月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 医師氏名  | 予防接種を行う主たる場所 |               |
|-------|--------------|---------------|
|       | 医療機関名        | 所在地           |
| 豊岡志保  | 国立病院機構山形病院   | 山形市行才126番地の2  |
| 堀野智史  | 山形県立中央病院     | 同 青柳1800番地    |
| 小田隆晴  | 同            | 同             |
| 鈴木仁   | 山形市立病院済生館    | 同 七日町一丁目3番26号 |
| 目黒亨   | 同            | 同             |
| 齋藤伸二郎 | 同            | 同             |
| 矢部悠紀  | 同            | 同             |
| 近藤礼   | 同            | 同             |
| 秋葉次郎  | 山形済生病院       | 同 沖町79番1号     |
| 安孫子広  | 同            | 同             |
| 太田圭治  | 同            | 同             |
| 亀田亘   | 同            | 同             |
| 川口清   | 同            | 同             |
| 河田純男  | 同            | 同             |
| 朽木秀雄  | 同            | 同             |
| 小肥実   | 同            | 同             |
| 小松尚   | 同            | 同             |
| 小山信吾  | 同            | 同             |

|       |         |                |
|-------|---------|----------------|
| 齊藤孝治  | 同       | 同              |
| 佐々木幹  | 同       | 同              |
| 鈴木恒治  | 同       | 同              |
| 瀬尾伸夫  | 同       | 同              |
| 高橋俊之  | 同       | 同              |
| 外田洋孝  | 同       | 同              |
| 福島重宣  | 同       | 同              |
| 広岡茂樹  | 同       | 同              |
| 松尾拓   | 同       | 同              |
| 渡辺慶太郎 | 同       | 同              |
| 和田輝里子 | 同       | 同              |
| 荒若信子  | 同       | 同              |
| 土田文宏  | 同       | 同              |
| 五十嵐美晴 | 東北中央病院  | 同 和合町三丁目2番5号   |
| 土原一生  | 同       | 同              |
| 尾上沙璃  | 至誠堂総合病院 | 同 桜町7番44号      |
| 山下淳   | 千歳篠田病院  | 同 長町二丁目10番56号  |
| 岡村信行  | 山形厚生病院  | 同 大字菅沢字鬼越255番地 |
| 鎌田寛勝  | 同       | 同              |
| 小林健一  | 同       | 同              |
| 佐藤琢磨  | 同       | 同              |
| 荒井健太郎 | 同       | 同              |
| 伊藤博史  | 同       | 同              |
| 河原聖之  | 同       | 同              |

|        |                 |                   |
|--------|-----------------|-------------------|
| 早坂晃一   | 同               | 同                 |
| 田中眞司   | 矢吹病院            | 同 本町一丁目6番17号      |
| 伊東稔    | 同               | 同                 |
| 吉池久美子  | 吉池小児科・皮膚科医院     | 同 十日町二丁目4番16号     |
| 矢澤広    | ファミリークリニックやざわ   | 同 青柳字北柳1544番地の5   |
| 櫻井克彦   | 小白川至誠堂病院        | 同 東原町一丁目12番26号    |
| 盛田眞樹   | 同               | 同                 |
| 小松芳之   | こまつ整形外科クリニック    | 同 富の中四丁目4番21号     |
| 佐藤進    | 佐藤小児科医院         | 同 小白川町三丁目9番15号    |
| 太田克也   | 小真木原クリニック       | 鶴岡市日枝字小真木原116番地の3 |
| 小嶋絹子   | 鶴岡市立荘内病院        | 同 泉町4番20号         |
| 鈴木郁子   | 山形県立新庄病院        | 新庄市若葉町12番55号      |
| 大道寺飛雄馬 | 同               | 同                 |
| 和田敏弘   | 同               | 同                 |
| 鈴木昭仁   | 新庄明和病院          | 同 大字福田806番地       |
| 門脇仁    | 介護老人保健施設エーデルワイス | 同 大字本合海字福田界1802番地 |
| 平沼進    | 新庄徳洲会病院         | 同 大字鳥越字駒場4623番地   |
| 樋口慎一   | 同               | 同                 |
| 濱中秀信   | 同               | 同                 |
| 薦岡成年   | 同               | 同                 |
| 鈴木孝仁   | 同               | 同                 |
| 田中達    | 介護老人保健施設新庄薬師園   | 同 金沢字西ノ山3027番地の4  |
| 國井伸洋   | 寒河江市立病院         | 寒河江市大字寒河江字塩水80番地  |
| 森田義宏   | 同               | 同                 |



|           |                    |                         |
|-----------|--------------------|-------------------------|
| 大 樂 勝 之   | 同                  | 同                       |
| 佐 々 木 淳 也 | 同                  | 同                       |
| 佐 藤 大 祐   | 同                  | 同                       |
| 軽 部 康 明   | 同                  | 同                       |
| 松 永 明     | 天童市立天童病院           | 天童市駅西五丁目2番1号            |
| 田 嶋 克 史   | 社団法人悠愛会 クリニックメルヘン  | 東村山郡山辺町大字大寺字竹の花1152番地の4 |
| 八 木 忍     | 同                  | 同                       |
| 川 並 透     | 同                  | 同                       |
| 臼 井 恵 二   | 細 谷 医 院            | 西村山郡河北町谷地辛45番地          |
| 木 村 博     | 町立真室川病院            | 最上郡真室川町大字新町469番地の1      |
| 狩 俣 宏 樹   | 医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院 | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号        |

山形県告示第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
鶴岡市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成18年5月8日から平成19年3月9日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

山形県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
酒田市、新庄市、天童市、米沢市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成18年6月16日から平成19年3月9日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 山形県告示第337号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
大石田町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成18年3月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大石田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字横山の一部
- 5 認証年月日  
平成19年3月26日

## 山形県告示第338号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成19年1月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字本城及び大字富沢の各一部
- 5 認証年月日  
平成19年3月26日

## 山形県告示第339号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
遊佐町
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
遊佐町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字杉沢の一部
- 5 認証年月日  
平成19年3月26日

## 山形県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
山形市沼の辺土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市山家町二丁目4番48号
- 3 認可年月日  
平成19年3月27日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)  
認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第341号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字寺津1410番地
- 3 認可年月日  
平成19年3月27日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)  
認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第342号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 合併により設立する土地改良区の名称  
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 合併により解散する土地改良区の名称  
(1) 大石田町横山土地改良区  
(2) 大高根土地改良区
- 4 認可年月日  
平成19年4月1日

## 山形県告示第343号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字滑川字ヒト口1353
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法

- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字山寺字焼谷沢8565 - 2 から8565 - 9まで、8565 - 19
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字山寺字二ノ沢8567 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字山寺字面白山8387 - 4
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字上東山中沢山1935 - 70から1935 - 73まで、2499
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

- 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字上東山字戸沢山1939 - 104
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字上東山字戸沢山1940 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市菖蒲字トウキン2148 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市菖蒲字トウキン2148 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市菖蒲字クグリサワ2146、字ヤケサハ2147

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字山口字薪山4250 - 4、4250 - 7、字留山4251 - 1、4251 - 3 から4251 - 9

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字山口字留山4251 - 10から4251 - 12、4251 - 21

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第344号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字差首鍋字滝ノ上1123 - 1、1123 - 2、1133 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字木の下字片淵山807 - 1、807 - 3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字及位字鏡沢山735 - 8 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字及位字岩瀬山467 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字大沢字西郡山大木平4272 - 4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字松坂字天ヶ沢1101

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字古口字板敷3108、3109 - 1、字三ッ沢2766 - 14、2766 - 15、2766 - 17

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字角川字鹿ノ沢1776 - 1、1776 - 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字角川字鹿ノ沢1775

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。



- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字角川字寺台3211(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字堂坂3125(次の部分に示す部分に限る。)、3182、4275 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字松坂字天ヶ沢1384 - 1、1384 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字角川字稲村1754
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第345号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
酒田市、村山市、天童市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成18年5月8日から平成19年3月9日まで
- 3 作業の種類  
基本測量(電子基準点調査作業)

#### 山形県告示第346号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
白鷹町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 白鷹都市計画下水道事業  
(2) 名称 白鷹公共下水道
- 3 変更内容  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
昭和51年9月7日から平成25年3月31日まで

#### 山形県告示第347号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 小松沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小平沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 裏ノ沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 久保川         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 糸目沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 仙石沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 開拓沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 開拓沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 滝ノ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ほさの沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大水沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 尻無川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 赤山沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| つぼ滝沢川 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 入沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 泥部沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 萱平沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 赤山沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 皆沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 川口沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小石沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 南沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西の坂川  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 永野沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小笹沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 皆沢2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 赤山    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竜沢1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竜沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 下河原 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高松 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高松 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仙石       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 榑下 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川口 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川口 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河原 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川口 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高松 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋敷      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 榑下 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 榑下 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 榑下 4     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏木       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上市市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第348号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 中沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 新宿沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 北沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 下沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 松ヶ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 三ノ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 月ノ木沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 烏泊沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 杉ノ原沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 堰口        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 沢田 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 沢田 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 沢田 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 沢田 - 4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 御所山 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 御所山 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 御所山 - 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上芦沢 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上芦沢 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上芦沢 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古槇 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古槇 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 夏草        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下道        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 秋葉山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川通        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木戸口 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 木戸口 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| イシウ - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 久保田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第349号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| シカの沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 千刈 - 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 千刈 - 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 千刈 - 3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第350号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 前ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 荻ノ入沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水上沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 明神沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岩崎沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 猪野沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 水上沢 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 岩崎      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木戸口 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木戸口 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木戸口 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 金井神北沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 梨木沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山田入         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 萱野 - 1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 萱野 - 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 鳥ノ木沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 堤返          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 滝ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岩穴沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 前山沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 森上沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 天王沢 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 天王沢 - 2     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|            |          |         |
|------------|----------|---------|
| 南掃出        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 北掃出        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 塔の入沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 生僧入沢 - 1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 生僧入沢 - 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大館沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 仲ノ沢 - 1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 仲ノ沢 - 2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 三合田川       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 内ミズカミ沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 内ミズカミ沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 打林沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 4     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| キナシ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小出 - 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小出 - 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小出 - 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金井神        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金井神 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森上         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 津島       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上伊佐沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上伊佐沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森入 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森入 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上大石      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下大石      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 2 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 大林寺 - 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 大林寺 - 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 鮎貝 2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 田辺          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 下菖蒲         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| 菖蒲  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋敷 | 別紙図面のとおりに | 地滑り     |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 黒坪沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 高野沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 口黒沢川        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 大磯沢川        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 東巖沢川 - 1    | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 東巖沢川 - 2    | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 出口沢川        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 上前沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 山崎沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 早田川         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 前沢川         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小名部寺沢川      | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 越沢川 - 1     | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 越沢川 - 2     | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 越沢川 - 3     | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 越沢川 - 4     | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 上の山沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 大沢川平沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 真南沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 天池沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ナカノ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金沢1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金沢2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ソウノリ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 若草川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 若草沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 沢の沢水上沢 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 箴川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 奥田2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| イビソ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ヨシワ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 鍋倉1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 横路沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 橋掛1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 橋掛2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 橋掛3    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 早生沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 横路2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 関川1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 関川2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍋倉2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

## 山形県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 多宝沢 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 多宝沢 - 2     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 法木沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 高森沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 剣ヶ峰沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中村沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| しらせ谷        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 船見沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 宮谷沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 法木          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中村          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中沢川 1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中沢川 2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 木ノ木沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 金生沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 北金生沢川       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 金生沢 1 - 1   | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 金生沢 1 - 2   | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小平沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 不動様沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 仁助新田    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| トウジロウ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| イゾウ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 本宮      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 岡谷地沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大畑町     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 仁右エ門沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 藤沢川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 山谷2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 山谷1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中村2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁枚田1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁枚田2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢流川     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本宮1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本宮2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中里      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 小松沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 裏ノ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 糸目沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 仙石沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 開拓沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 開拓沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 滝ノ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ほさの沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 入沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤山沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 皆沢1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川口沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 南沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 永野沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小笹沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 皆沢2           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤山            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 竜沢1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 竜沢2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 下河原1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 高松1-1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 高松1-2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 仙石            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 榎下 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川口 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川口 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河原 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川口 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高松 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋敷      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 榎下 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 榎下 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 榎下 4     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏木       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 北沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 松ヶ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 杉ノ原沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 堰口            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沢田 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沢田 - 3        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 御所山 - 2       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 御所山 - 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上芦沢 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上芦沢 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上芦沢 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古楨 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古楨 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 夏草        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下道        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 秋葉山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川通        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木戸口 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木戸口 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| イシウ - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 久保田       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| シカの沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 千刈 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 千刈 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 千刈 - 3        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |



なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 前ノ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水上沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 猪野沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水上沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 岩崎            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 木戸口 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 木戸口 - 2       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 木戸口 - 3       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

山形県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 金井神北沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 梨木沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山田入           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 萱野 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 萱野 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 鳥ノ木沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|            |          |         |
|------------|----------|---------|
| 滝ノ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 岩穴沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 森上沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 南掃出        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大館沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 仲ノ沢 - 1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 仲ノ沢 - 2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 内ミズカミ沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 内ミズカミ沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 打林沢        | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 日の出町 4     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| キナシ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小出 - 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小出 - 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小出 - 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金井神        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金井神 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森上         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 津島         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上伊佐沢 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 上伊佐沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森入 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森入 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上大石      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下大石      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 2 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大林寺 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大林寺 - 2       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 鮎貝 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 田辺            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 下菖蒲           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 菖蒲            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 高野沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 東巖沢川 - 1      | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 出口沢川          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上前沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山崎沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 越沢川 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 越沢川 - 2       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 越沢川 - 4       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上の山沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 金沢2           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 奥田2           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 鍋倉1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 横路沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 橋掛1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 橋掛2           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 橋掛3           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 横路2           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 関川1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 関川2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 鍋倉 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|------|----------|---------|

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

山形県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 法木            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中村            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中沢川 1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 木ノ木沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 金生沢 1 - 1     | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小平沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 不動様沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 仁助新田          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 本宮            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大畑町           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山谷 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中村 2 - 1      | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 中村 2 - 2      | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 仁枚田 1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 仁枚田 2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 矢流川           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 本宮 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 本宮 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|    |          |         |
|----|----------|---------|
| 中里 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|----|----------|---------|

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第363号

次の開発行為は、完了した。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 許可番号  
平成19年3月2日 指令最総建第9号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市栄町6-1の一部、6-5、6-6、6-7、6-8、6-13、6-14、6-15、6-16、6-17、6-18、6-19
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
新庄市鳥越1780番地1  
沼田建設株式会社 代表取締役社長 永井利信

### 公安委員会関係

#### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、平成19年4月1日付けで少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成19年4月3日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

| 活動区域      | 氏 名       | 連 絡 先                                          |
|-----------|-----------|------------------------------------------------|
| 山 形 区 域   | 岩 田 長 司   | 山形市松山一丁目1番23号<br>山形警察署生活安全課 (023)627-0110      |
|           | 佐 藤 達 郎   |                                                |
|           | 長 谷 川 博 明 |                                                |
| 上 山 区 域   | 鈴 木 萬 四 郎 | 上山市矢来三丁目7番50号<br>上山警察署生活安全課 (023)677-0110      |
| 天 童 区 域   | 佐 藤 一 良   | 天童市糠塚二丁目4番1号<br>天童警察署生活安全課 (023)651-0110       |
| 寒 河 江 区 域 | 佐 藤 淳 二   | 寒河江市大字西根字上川原228-1<br>寒河江警察署生活安全課 (0237)83-0110 |
| 村 山 区 域   | 秋 葉 征 士   | 村山市中央一丁目2番5号<br>村山警察署生活安全課 (0237)52-0110       |
| 尾 花 沢 区 域 | 菅 野 邦 彦   | 尾花沢市北町一丁目5番5号<br>尾花沢警察署生活安全係 (0237)24-0110     |

|       |       |                                                |
|-------|-------|------------------------------------------------|
| 新庄区域  | 高橋寿子  | 新庄市新町5番19号                                     |
|       | 工藤正貴  | 新庄警察署生活安全課 (0233)22-0110                       |
| 庄内町区域 | 渡會實   | 東田川郡庄内町余目字滑石8-1<br>庄内警察署生活安全係 (0234)45-0110    |
| 酒田区域  | 齋藤きよ子 | 酒田市上安町一丁目1番地の1                                 |
|       | 尾川勝次  | 酒田警察署生活安全課 (0234)23-0110                       |
| 鶴岡区域  | 佐藤重勝  | 鶴岡市道形町20番40号                                   |
|       | 小松教悦  | 鶴岡警察署生活安全課 (0235)28-0110                       |
| 長井区域  | 今野大   | 長井市小出3743-3<br>長井警察署生活安全課 (0238)84-0110        |
| 小国区域  | 遠藤和彦  | 西置賜郡小国町大字小国小坂町1-49<br>小国警察署生活安全係 (0238)62-0110 |
| 南陽区域  | 星貴敏   | 南陽市櫛塚1618番地<br>南陽警察署生活安全課 (0238)50-0110        |
| 米沢区域  | 佐藤勝三  | 米沢市城北二丁目3番19号                                  |
|       | 吉池富士夫 | 米沢警察署生活安全課 (0238)26-0110                       |

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成19年8月3日まで縦覧に供する。

平成19年4月3日

山形県知事 齋藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米沢サティ

米沢市春日二丁目13番地4外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------------|--------|
| 株式会社 マイカル | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 | 岡田元也   |

## (変更後)

| 名 称       | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------------|--------|
| 株式会社 マイカル | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 | 川本敏雄   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------------|--------|
| 株式会社 マイカル   | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 | 岡田元也   |
| 株式会社 やまと    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号    | 矢嶋孝敏   |
| 株式会社 三城     | 東京都中央区銀座二丁目7番17号      | 多根裕詞   |
| 株式会社 さが美    | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号 | 石田敏彦   |
| 株式会社 ナカニシ   | 鳥取県鳥取市富安二丁目70番        | 中西弘    |
| 有限会社 花の樹    | 米沢市中央一丁目12番2号         | 関縫男    |
| 株式会社 ベネトン東北 | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号       | 盛田良次   |
| 株式会社 桑名園本店  | 米沢市中田町760番地           | 井上茂    |
| 株式会社 米沢鯉六十里 | 米沢市東一丁目8番18号          | 岩倉公男   |
| 東日本貿易有限会社   | 米沢市御廟二丁目7番44号         | 林洋子    |
| 株式会社 パテイズ   | 福島県会津若松市宮町5番14号       | 斎藤啓一   |
| 株式会社 パレモ    | 愛知県稲沢市天池五反田町1番        | 中本敏幸   |
| エステール株式会社   | 東京都新宿区住吉町8番12号        | 丸山朝    |
| 株式会社 大創産業   | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 矢野博文   |
| 株式会社 ショーエー  | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号      | 斉藤栄三   |

## (変更後)

| 名 称       | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------------|--------|
| 株式会社 マイカル | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 | 川本敏雄   |
| 株式会社 やまと  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号    | 矢嶋孝敏   |



|                   |                       |         |
|-------------------|-----------------------|---------|
| 株式会社 三 城          | 東京都中央区銀座二丁目7番17号      | 多 根 裕 詞 |
| 株式会社 さ が 美        | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号 | 石 田 敏 彦 |
| 株式会社 ナ カ ニ シ      | 鳥取県鳥取市富安二丁目70番        | 中 西 弘   |
| 株式会社 シ ョ - エ -    | 福島県郡山市横塚一丁目8番20号      | 斉 藤 栄 三 |
| エ ス テ ー ル 株 式 会 社 | 東京都新宿区住吉町8番12号        | 丸 山 朝   |
| 株式会社 パ レ モ        | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地       | 中 本 敏 幸 |
| 株式会社 ベネトン東北       | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号       | 盛 田 良 次 |
| 株式会社 大 創 産 業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 桑 名 園 本 店    | 米沢市中田町760番地           | 井 上 茂   |
| 株式会社 米 沢 鯉 六 十 里  | 米沢市東一丁目8番18号          | 岩 倉 公 男 |
| 株式会社 パ テ ィ ズ      | 福島県会津若松市宮町5番14号       | 斎 藤 啓 一 |
| 有限会社 花 の 樹        | 米沢市中央一丁目12番2号         | 関 縫 男   |

## 3 変更年月日

平成19年3月9日

## 4 届出年月日

平成19年3月9日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年8月3日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年4月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

山形県広報誌「県民のあゆみ」年間予定数量2,424,000部程度

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720

## 3 落札者を決定した日 平成19年3月15日

## 4 落札者の名称及び所在地

藤庄印刷株式会社 山形市北町一丁目3番1号

## 5 落札金額

- (1) 8頁版(年1回発行 年間予定数量 404,000部程度) 5.04円
  - (2) 16頁版(年5回発行 年間予定数量 2,020,000部程度) 8.715円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成19年2月23日

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成19年4月3日

山形県山形警察署長 長 瀬 恒 夫

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

太平ビルサービス株式会社山形支店

(2) 主たる事務所の所在地

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル3F

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

山形県山形警察署の管轄区域

(2) 期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年4月3日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

1 講習の区分

警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る特例措置講習

2 講習の期間及び場所

(1) 期間

平成19年5月21日(月)から同月24日(木)までの4日間

(2) 場所

山形市東古館123番地 協同の杜J A 研修所

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であって、現に山形県の区域内に設けられている営業所において本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者

4 定員

80人

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

平成19年4月16日(月)から同月20日(金)までの日の午前9時から午後4時まで。

イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

## (2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの）を直接持参すること。

## (ア) 旧資格者証の写し

(イ) 警備員指導教育責任者として選任されている者であることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合は、その写し）

## イ 提出期間

平成19年4月16日(月)から同月23日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

## ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、23,000円に相当する山形県証紙で納付すること。

既納の受講手数料については還付しない。

## 6 その他

(1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習の初日は、午前9時10分までに受付を終えること。

(3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。

(4) 講習終了後、修了考査を行う。

(5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110内線3032）又は山形県内の各警察署に行うこと。

平成19年4月3日印刷  
平成19年4月3日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056